

WideAngle プロフェッショナルサービス プラットフォーム脆弱性診断ベーシック利用規約

実施 平成 27 年 3 月 16 日

第1章 総則

(本規約の適用)

第1条 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「当社」といいます。)は、WideAngle プロフェッショナルサービス プラットフォーム脆弱性診断ベーシック利用規約(別紙を含みます。以下「本規約」といいます。)を定め、これにより WideAngle プロフェッショナルサービス プラットフォーム脆弱性診断ベーシック(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2 本サービスに係る契約者(以下「契約者」といいます。)は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は、契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。

2 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

(本規約の変更)

第3条 当社は本規約を変更することがあります。この場合、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

2 前項の変更は第27条(契約者に対する通知)に定める方法により契約者へ通知します。変更の効力の発生は同条に定めるとおりとします。

(定義)

第4条 本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

(1) 脆弱性

コンピュータのOS若しくはソフトウェアやネットワークにおいて、プログラムの不具合や設計上のミスが原因となって発生した情報セキュリティ上の欠陥。

(2) 脆弱性診断

サーバやネットワーク機器などの安全性を調査し、脆弱性を発見又は検出する機能。

(3) 診断対象

脆弱性診断の対象となるサーバやネットワーク機器類。

(4) 成果物

検出された脆弱性やその対策方法を記載したレポートや報告書。

(5) IP アドレス

インターネットなどの IP ネットワークに接続された診断対象に割り振られた識別番号。

(本サービスの内容)

第5条 当社は契約者に対して、以下の本サービスを提供します。なお、本サービスの内容の詳細については、別途当社が作成するサービス仕様書において定めるものとします。

- (1) 標準サービス(本サービスに必ず含まれるサービス)
- (2) オプションサービス(契約者が利用を選択するサービス)

(提供区域)

第6条 本サービスの提供区域は、日本国内とします。

(診断対象)

第7条 契約者が本サービスを利用する場合、診断対象は契約者管理のコンピュータやネットワーク機器などに限ります。

2 正当な所有権を有さない第三者のシステム(ホスティングサービス等)を診断対象とする場合、契約者は所有者(ホスティング事業者等)から許諾を受けるものとします。

(ネットワークへのアクセス)

第8条 本サービスを提供するため、当社ネットワークから診断対象が接続されたネットワークにアクセスするものとします。

2 契約者は、本サービスに起因して、ファイヤーウォール、不正侵入検知(防御)システム、Webアプリケーションファイヤーウォール、その他の監視機器が出力するログやアラートを無視するものとします。

(成果物の提出)

第9条 当社は、成果物を契約者と別に合意した提出期限までに契約者に提出するものとします。

2 成果物の提出をもって、本サービスの提供を完了とします。

第2章 契約

(申込と承諾)

第10条 本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。

2 前項の申込みがあった場合、当社はこれを受け付けた順序に従って承諾します。

3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込を承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき。

- (2) 本サービスの申込者が当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (3) 本サービスの申込者が第17条(提供停止)1項各号のいずれかに該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき。
- (4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき。
- (5) その他当社の業務に支障があるとき。

4 当社は契約成立後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第2項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとし、

5 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

(届出事項の変更)

第11条 契約者は、利用申込の際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出るものとします。契約者が当該届出を怠ったことにより不利益を被った場合、当社は一切その責を負わないものとします。

(契約者の地位の承継)

第12条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

3 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(本サービスの提供を受ける権利の譲渡の禁止)

第13条 契約者が本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

(契約者が行う本契約の解除)

第14条 契約者は本契約を解除しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面により通知していただきます。

2 契約者は、前項に定める本契約の解除があった場合でも、申込のあった本サービスの料金についてはお支払いいただきます。

(当社が行う本契約の解除)

第15条 当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することがあります。

- (1) 第17条(提供停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。
- (2) 第9条(申込と承諾)に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) その他本規約に違反したとき。

2 当社は前項の規定により本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 契約者は、前項に定める本契約の解除があった場合でも、申込のあった本サービスの料金についてはお支払いいただきます。

第3章 提供中止等

(提供中止)

第16条 当社は次の場合には本サービスの一部又は全部の提供を中止することがあります。

- (1) 当社の設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。
- (2) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (3) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが著しく困難であるとき。
- (4) 法令等に基づく強制的な処分により本サービスを提供することが著しく困難となったとき。
- (5) 当社の設備等を不正アクセス行為から防御するため必要なとき。

2 当社は前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(提供停止)

第17条 当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 第27条(契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (2) 前各号のほか、本規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

第4章 料金等

(料金)

第18条 本サービスの料金は、別紙の料金表に定めるところによります。

(料金の支払義務)

第19条 契約者は、その契約に基づいて当社が請求書を発行した日から起算して30日以内に、現金にて支払うものとします。支払いに必要な手数料は契約者が負担するものとします。

(割増金)

第20条 契約者は、利用料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第21条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第5章 損害賠償

(損害賠償の請求)

第22条 当社がその責めに帰すべき理由により、成果物を提出期限までに納入しない場合には、契約者は当社に対して遅延日数1日につき履行の完了しない部分に相当する契約金額の年14.5%に相当する額を遅滞金として請求できるものとします。

(免責)

第23条 前条に規定する他、当社は当社の故意又は重大な過失による場合を除き、契約者に係る一切の損害の賠償をしないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分、その他の原因を問わずいかなる責任も負担しないものとします。

3 当社は、本規約の変更等により自営端末設備等の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

4 契約者は、脆弱性診断実施中に診断対象およびネットワークに対して負荷がかかることを許容するものとします。

(不正アクセス行為の禁止等に関する法律の遵守)

第24条 契約者は、本サービスによる診断対象へのアクセスが不正アクセス行為の禁止等に関する法律(以下「不正アクセス禁止法」という。)に定める不正アクセス行為に当たらないことを承諾するとともに、契約者が診断対象の不正アクセス禁止法に定めるアクセス管理者、利用権者でない場合、当該アクセス管理者、利用権者等から事前に承諾を取得する等必要な措置を講じなければならないものとします。

2 当社による本サービスの提供が不正アクセス禁止法に抵触するとして、第三者による告訴、告発又は捜査機関による捜査が行われ、又はそのおそれがあるときは、当社は本サービスの一部又は全部を直ちに中止することができるものとします。また、この場合、契約者は、本サービスが違法でないことを立証するために必要なあらゆる協力を当社に対し行うものとします。

3 前項の規定による本サービスの一部又は全部の提供を中止した場合であっても、契約者は当社に料金表に定める料金を支払うものとします。

(サービスの非保証)

第25条 当社は契約者に対して以下を保証するものではありません。

- (1) 本サービスが診断対象に内在する全ての脆弱性を検出すること。
- (2) 本サービスが脆弱性を誤検出しないこと。
- (3) 本サービスが診断対象ならびその保有するデータ等に悪影響を及ぼさないこと。

第6章 雑則

(本サービスの廃止)

第26条 当社は本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、一切の責任を負わないものとします。

4 当社は第1項の規定により本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間をおいて、あらかじめ契約者に通知します。

(契約者の義務)

第27条 契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
- (2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと。
- (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。

- (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
 - (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと。
 - (6) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
 - (7) その他、法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
 - (8) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと。
- 2 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
 - 3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について一切の責任を負わないものとします。
 - 4 契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - 5 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(契約者に対する通知)

第28条 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (2) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又は FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレスを管理するサーバに到達した時又は FAX 受信機に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(当社の知的財産権)

第29条 当社が契約者に提出する成果物に関するまたは成果物に含まれる著作権、ノウハウに関する権利、その他一切の権利は、成果物の引渡し後も当社に帰属するものとします。

2 契約者は、成果物および成果物に含まれるノウハウを契約者の社内業務のためにのみ使用することとし、他の目的に使用してはならないものとします。

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

(診断データの取扱い)

第30条 当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得した診断データは成果物を提出してから1ヶ月後に削除します。

(個人情報の取扱い)

第31条 当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が別に定めるところによります。

(管轄裁判所)

第32条 契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第33条 本規約に関する準拠法は日本法とします。

附 則(平成 27 年 3 月 16 日 1 号)

(実施期日)

本規約は、平成 27 年 3 月 16 日から適用します。

別紙 料金表

契約者は、標準サービスおよびオプションサービスについて、以下の 3 つの項目の各条件に合せた料金を負担するものとします。

- ・ 基本料金: 契約毎に負担していただく料金
- ・ 動的ページ数料金: ページ数を乗じた金額を負担していただく料金
- ・ 日数料金: 日数を乗じた金額を負担していただく料金

単位: 円(税別)

■ 標準サービス

項目	単位	料金
基本料金	円	67,000
IP 数料金	円/IP	7,000
日数料金	円/日	3,000

※ 日数料金は、診断日数分(1日当たりの診断数: 20IP)が必要となります。

また、診断方法にオンサイト診断を選択された場合は、上記に加え診断日数分の出向料金が必要となります。

■ オプションサービス

- ・ 誤検知精査

項目	単位	料金
IP 数料金	円/IP	7,500

- ・ クレデンシャルスキャン

項目	単位	料金		
		1~20IP	21~50IP	50IP~
基本料金	円	35,000	85,000	273,000
IP 数料金	円/IP	18,000	15,000	11,000

・ 報告書

項目	単位	料金
基本料金	円	15,000
IP 数料金	円/IP	2,500

・ 別紙: 検出結果一覧

項目	単位	料金		
		1~20IP	21~50IP	50IP~
基本料金	円	52,000	62,000	112,000
IP 数料金	円/IP	1,500	1,000	0

・ 印刷物納品

項目	単位	料金
基本料金	円	7,000
IP 数料金	円/IP	500

・ メディア納品

項目	単位	料金
基本料金	円	14,000

・ 報告会

項目	単位	料金		
		1~20IP	21~50IP	50IP~
基本料金	円	123,000	149,000	213,000
IP 数料金	円/IP	3,000	1,300	0

※ 1 日分の出向料金を含みます。2 日以上かかる場合は、出向料金が追加となります。

■ その他

・ 出向料金

項目	単位	料金	
		片道 1 時間未満	片道 1 時間以上
日数料金	円/日	105,000	210,000

※ 日数料金は、出向日数に応じて負担していただきます。

・ 旅費

項目	単位	料金	
		運賃 1,000 未満	運賃 1,000 以上
基本料金	円	0	[実費] - 1,000

※ 運賃は、鉄道賃、自動車賃、船賃、航空賃、私有車使用賃、道路通行費及びその税金を含みます。

鉄道賃は、旅客運賃、急行料金(特急料金含む)及び座席指定料金を含みます。

・ 宿泊費

項目	単位	料金
基本料金	円	[実費] + 5,000

※ 宿泊費は、宿泊料金、サービス料及びその税金を含みます。